

第14回国連犯罪防止刑事司法会議における京都宣言に含めるべき事項に関する意見書

2019年（平成31年）4月18日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

当連合会は、2020年に開催される第14回国連犯罪防止刑事司法会議（以下「コンGRESS」という。）の参加国代表に対して、コンGRESSにて採択予定の京都宣言に、以下の内容が含まれるよう求める。

- 1 人権、法の支配及び法化社会の文化促進並びに持続可能な開発と調和した刑事司法を維持し、発展させるために、刑事司法の重要な担い手である弁護士の役割が不可欠であることを再確認し、そのために以下の目標に取り組む。
 - (1) 第8回コンGRESSで採択された「弁護士の役割に関する基本原則」（以下「基本原則」という。）を、全ての国の刑事司法における最低限の基準として遵守すべきことを、全ての国がその司法を始めとする機関に改めて周知させる。
 - (2) 国際法曹団体及び各国の弁護士会との協議の下で、基本原則が国内で遵守されることを確保するための国際的なメカニズムを検討する。
- 2 前項の弁護士の役割を果たすための弁護士会その他の弁護士専門家団体の役割の一つが、弁護士に対する不適切な制約又は侵害に対して、その構成員を守りまた防御するものであること、及びそのような弁護士会その他の弁護士専門家団体の役割が国内法によって保護されるべきであることを含む内容に、基本原則を拡張する。
- 3 国連の「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ¹」（以下「2030アジェンダ」という。）を刑事司法分野において実現するため、以下の目標に取り組む。
 - (1) 罪を犯した者が社会復帰できる社会の実現を国の責務とする。
 - (2) 全ての刑事施設において、国連被拘禁者処遇最低基準規則（以下「マンデラ・ルールズ」という。）を遵守した被拘禁者の処遇を実現する。
 - (3) 刑務所における強制労働を廃止する。
- 4 国際社会において、可及的速やかに死刑制度が廃止されるべきである。また、死刑制度が廃止されるまでの間、死刑の執行停止がなされるべきである。

¹ 外務省仮訳「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>

5 犯罪のない安心して暮らせる社会をつくるため、教育と社会のあらゆる部門における効果的な市民参加を奨励し、以下の事柄に取り組む。

- (1) 具体的な課題や問題について、人権、法の支配といった法的な価値に照らした対話と議論を通じて考えさせる啓発的なプログラムを策定し、法化社会の文化を促進すること。
- (2) 対話と地域参加の仕組みを通じて社会的紛争を調整・解決するための教育実践を促進すること。

第2 意見の理由

1 意見の趣旨1 についての理由

(1) 基本原則の採択に至る経緯と必要性

基本原則は、全ての人に承認された刑事手続における諸権利を確保するための弁護士の重要な役割を承認して（基本原則第1，第4項）、弁護士の適切な役割を促進し確実なものにするという国連加盟国の取組を支援するために（基本原則前文）、1990年の第8回コンGRESSにおいて採択された。その後、基本原則は、弁護士の活動を保護するための国際基準となり、国連人権理事会の司法と弁護士の独立に関する特別報告者、人権条約機関あるいは地域人権条約機関などにおける規範として適用されてきた。2015年の第13回コンGRESSで採択されたドーハ宣言においても、「我々の刑事司法制度が効果的、公正、人道的かつ説明責任のあるものであることを確保し、すべての人々に司法へのアクセスを提供」することが目的とされていることから（前文第1段）、弁護士を含む司法関係者の役割の確立は、引き続きコンGRESSの重要な目的の一つとされている。

(2) 基本原則の現在の運用状況（意見の趣旨1 (1)及び(2)の理由）

基本原則が採択されたにもかかわらず、弁護士がその職責を果たしたことに関連して、政府が弁護士に対し、脅迫・妨害・嫌がらせなどの不適切な干渉を行い、逮捕・訴追・資格の剥奪などの制裁を加える事態や、弁護士の安全が脅かされているにもかかわらず政府が適切に保護しないという事態は今もなくなっていない。

このような事態を無くすためには、基本原則を全ての国の国内機関に周知することが必要であるとともに、国連の人権機関のみならず、刑事司法に関する機関において履行監視のメカニズムを設けることが検討されるべきである。

2 意見の趣旨2 についての理由

弁護士を政府や社会による不当な干渉から保護するためには、弁護士会その他

の弁護士専門家団体こそが、効果的な役割を果たすことができる。この点に関しては、基本原則採択に先立つ1985年の第7回コンGRESSにおいて、「弁護士会その他の弁護士専門家団体が、不適切な制約または侵害に対してその構成員を守り、また防御するために戦い、並びにその専門的倫理を保持するために、不可欠な役割と責任を持つことを承知」することを含む決議が採択されている²。

しかしながら、採択された基本原則には、弁護士会等が果たすべきそうした役割が含まれなかった。

基本原則の採択から30年を経過した今、全ての人の人権保障のために弁護士や弁護士会が果たすべき役割やそれに対する期待も増している。特に、ドーハ宣言で承認された法化社会の文化の促進や、2030アジェンダで目標とされている、法の支配の促進及び全ての人々の司法への平等なアクセス(16.3)を実現するためにも、基本原則は、それらの目標を取り込んだ上で更に発展する必要がある。

また、現在、欧州評議会では、ヨーロッパにおける弁護士の職務をより効果的に保護するための条約の起草が行われており、CCBE(欧州弁護士会評議会)、UIA(国際弁護士連盟)、IBA(国際法曹協会)など当連合会が関係を持つ国際法曹団体も、その起草作業に関わっている³。したがって、この提案は、こうした国際法曹団体の動きとも軌を一にするものである。

3 意見の趣旨3についての理由

(1) 罪を犯した人の社会復帰(意見の趣旨3(1)の理由)

2030アジェンダでは、導入部において、「この偉大な共同の旅に乗り出すにあたり、我々は誰も取り残されないことを誓う。人々の尊厳は基本的なものであるとの認識の下に、目標とターゲットがすべての国、すべての人々及び社会のすべての部分で満たされることを望む。そして我々は、最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する。」(パラグラフ4)と宣言している。また、マンデラ・ルールズでも、「(犯罪から社会を守り、再犯を減少させるという目的は)犯罪をした人々が遵法的かつ自立的な生活を送ることができるよう、可能な限り、釈放時にこうした人々の社会への再統合を確保するために拘禁期間が利用される場合に、はじめて達成され得る」としている(規則4)。し

² 第7回コンGRESS決議 ‘18. Role of Lawyers’ (A/CONF.121/22/Rev.1, pp. 87-8) 前文第4段落

³ ‘CCBE contribution on the proposed European Convention on the Profession of Lawyer 15/09/2017’

<https://rm.coe.int/ccbe-contribution-european-convention-profession-lawyer-20170915-eng/168078f2f6>
<https://rm.coe.int/ccbe-contribution-european-convention-profession-lawyer-20170915-eng/168078f2f6>

たがって、罪を犯した者の社会復帰は国の重要な責務である。

(2) マンデラ・ルールズ遵守の必要性（意見の趣旨 3 (2) の理由）

2015年5月22日、国連犯罪防止刑事司法委員会がマンデラ・ルールズを採択したが、刑事施設における処遇は、いまだこれに沿ったものとなっていない国が多く、同規則の遵守は実現していない。2030アジェンダの17の目標⁴のうち、1（貧困をなくそう）、2（飢餓をゼロに）、3（すべての人に健康と福祉を）、4（質の高い教育をみんなに）、5（ジェンダー平等を実現しよう）、6（安全な水とトイレを世界中に）、8（働きがいも経済成長も）、10（人や国の不平等をなくそう）、16（平和と公正をすべての人に）については、もっとも虐げられた環境というべき刑事施設においてこそ、実現のための施策が採られるべきである。

(3) 刑務所における強制労働の廃止（意見の趣旨 3 (3) の理由）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第6条では、「この規約の締約国は、労働の権利を認めるものとし、この権利を保障するため適当な措置をとる。この権利には、すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によって生計を立てる機会を得る権利を含む。」と定めており、2030アジェンダにおいても、目標8.7として「強制労働の根絶」が設定されている。さらに、上記のマンデラ・ルールズにおいても、拘禁刑において自由の剥奪以上の苦痛を増大させることを戒め（規則3）、ドーハ宣言もマンデラ・ルールズに基づく行動を期待していた（第6項）。当連合会も、既に2016年10月7日開催の人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、強制労働の廃止を求めている⁵。したがって、強制労働の廃止を目標として宣言されるべきである。

4 意見の趣旨 4 についての理由

刑罰制度は、犯罪への応報や一般予防・特別予防の見地を考慮するとしても、「すべての被拘禁者は、人間としての生まれながらの尊厳と価値に対する尊重をもって処遇されなければなら」ず（マンデラ・ルールズ規則1）、罪を犯した人について、その人間性の回復を目指すとともに、自由な社会への社会復帰と社会的

⁴ 国連広報センター「持続可能な開発目標（SDGs）とは」

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030_agenda/

⁵ 当連合会「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」（2016年10月7日）

本文1刑罰制度の改革について(1)「刑法を改正して、懲役刑と禁錮刑を拘禁刑として一元化し、刑務所における強制労働を廃止して賃金制を採用し、拘禁刑の目的が罪を犯した人の人間性の回復と自由な社会への再統合・社会的包摂の達成にあることを明記すること。」

https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2016/2016_3.html

包摂（ソーシャル・インクルージョン）の達成に資するものでなければならない。

しかし、死刑制度は、罪を犯した人を社会から完全に排除するものであって、前記のような、あるべき刑罰の目的に反するものである。

国際社会においても、死刑制度を廃止する国は増加の一途をたどっており、10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国も含め、死刑廃止国は142か国（世界全体の71%）に上っている。

kongressは、その第1回から受刑者の処遇に関する数多くの文書を採択してきたことに加え、前回の第13回 kongressにおいても、EU諸国を中心に、死刑の廃止やモラトリアムを支持する発言も多くなされている状況である⁶。

kongressにおいては、死刑制度があるべき刑罰の目的或いは本質に反すること、それゆえ、死刑制度廃止が「国際社会における基準或いは規範」となるべきであることを明らかにするため、前記の宣言がなされるべきである。

5 意見の趣旨5についての理由

京都 kongressは「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を全体テーマとし、法の支配の促進に向け「ドーハ宣言に沿って、・・・社会的、教育的その他の関連方策を検討すること」を議題として掲げている。犯罪のない安心して暮らせる社会をつくるためには、あらゆる部門における効果的な市民参加や社会的包摂を奨励することを通じて分断の解消を図る必要があり、その具体的な取組として、教育によるアプローチが重要である。

ドーハ宣言は、「社会を構成する人々すべての参加を得て、・・・犯罪防止及び刑事司法における対話と参加のプロセスを発展させ、これを実施することを支援する」と述べ（第10項本文）、「法の支配に基づく基本的な価値を広める啓蒙的プログラム」の策定や「対話と地域参加の仕組みを通じた社会的紛争の調整及び解決を促進すること」を求めている（同項(b)及び(d)）。人権や法の支配の視点を持ちつつ具体的な課題や問題を対話と議論を通じて考えさせる「法教育」は、社会的包摂により社会に存在する分断を解消させることに寄与し、ドーハ宣言の具体化・進化に寄与するものである。それゆえ、啓発的なプログラムの策定や対話と地域参加の仕組みを通じた教育実践が、京都宣言に盛り込まれるべきである。

以上

⁶ 松下裕子「第13回 kongressの概要」法律のひろば Vol.68, No.11 (2015) 9-20 頁, 12 頁